

令和6年度 就学援助費 支給額一覧表（「広報かつしか」で振込完了予定日をお知らせします。）

1 小学校

費目	対象者	支給額	支給時期
学校給食費 (8月を除く11か月分) ※1	1～2年生	月額4,800円×11か月 (年額 52,800円)	8月中旬 (1学期分)
	3～4年生	月額5,300円×11か月 (年額 58,300円)	
	5～6年生	月額5,700円×11か月 (年額 62,700円)	1月中旬 (2学期分)
学用品費 通学用品費 (8月を除く11か月分)	1年生	4月1,900円、5～3月1,880円 (年額 20,700円)	3月下旬 (3学期分)
	2～3年生	4月2,200円、5～3月2,160円 (年額 23,800円)	
	4～6年生	4月2,200円、5～3月2,190円 (年額 24,100円)	
新入学児童 学用品費等	1年生 ※小学校入学前に「新入学準備金」を受給された方を除く	64,300円	8月中旬
新入学準備金	6年生 ※令和7年度に中学校入学の方が対象	81,000円	3月下旬
校外活動費	1～2年生	1,500円	3月下旬
	3～4年生	2,200円	
	5～6年生	3,100円	
修学旅行費 ※2 (日光移動教室)	6年生	5,800円	11月下旬 または
		特別支援学級	4,800円
通学費	特別支援学級(全学年) 日本語学級(全学年) にほんごステップアップ教室(全学年)	実費相当額	3月下旬
林間施設費	特別支援学級(4～5年生)	4,800円	3月下旬
臨海施設費	5年生	9,600円	3月下旬
卒業記念 アルバム費	6年生	10,000円	3月下旬
検定料 ※3	3～6年生	実費	3月下旬
医療費	全学年	実費	随時

2 中学校

費目	対象者	支給額	支給時期
学校給食費 (8月を除く11か月分) ※1	準要保護(一般) 準要保護(費目認定)	全学年 月額6,300円×11か月 (年額 69,300円)	8月中旬 (1学期分)
学用品費 通学用品費 (8月を除く11か月分)	準要保護(一般)	1年生	4月3,800円、5～3月3,720円 (年額 41,000円)
		2～3年生	4月4,100円、5～3月4,090円 (年額 45,000円)
		夜間1年生	4月2,900円、5～3月2,810円 (年額 31,000円)
		夜間2～3年生	4月3,200円、5～3月3,180円 (年額 35,000円)
		3月下旬 (3学期分)	
新入学生徒 学用品費等	準要保護(一般) 準要保護(費目認定)	81,000円 ※小学校6年生で「新入学準備金」を受給された方を除く	8月中旬
校外活動費 (宿泊なし)	準要保護(一般)	1年生	700円
		2年生	1,700円
		3年生	3,500円
		夜間(全学年)	1,100円
校外活動費(宿泊あり)	準要保護(一般)	1年生	3,300円
修学旅行費 ※2	要保護 準要保護(一般) 準要保護(費目認定)	3年生	61,200円
通学費	準要保護(一般)	特別支援学級(全学年) 日本語学級(全学年) にほんごステップアップ教室(全学年) 夜間(全学年)	実費相当額
3月下旬			
体育実技用具費	準要保護(一般)	全学年	実費 柔道 7,440円を限度 剣道 50,400円を限度
3月下旬			
林間施設費	要保護 準要保護(一般)	2年生 特別支援学級(全学年) 夜間(全学年)	2泊 7,800円 3泊 9,300円 スキー 17,300円
3月下旬			
卒業記念 アルバム費	要保護 準要保護(一般) 準要保護(費目認定)	3年生	8,300円
3月下旬			
検定料 ※2	要保護 準要保護(一般)	全学年	実費 英語・漢字・数学検定のうち受験したいずれか1回分のみ
3月下旬			
医療費	要保護 準要保護(一般)	全学年	実費
随時			

※1 学校給食費は、「葛飾区立小・中学校給食費補助金」その他同様の補助金を受給している場合、保護者口座への振込みはありません。

※2 修学旅行費は実施日によって支給時期が異なります。(実施日が10月15日以前の場合は、11月下旬。実施日が10月16日以降の場合は、1月中旬。)

※3 検定料は、英語・数学・漢字検定のいずれか一つでも、教育委員会その他の機関から同様の費用の負担があった場合は、就学援助費での支給はありません。

★対象者の「要保護」とは、生活保護を受けている方が該当です。

★対象者の特別支援学級とは、特別支援学級(固定制)に在籍している方が該当です。

★通学費は、交通機関を利用して、最も経済的な通常の経路及び方法により、通学する場合の交通費を支給します。にほんごステップアップ教室には放課後日本語学習教室は含みません。

★特別支援学級(通級)の方 ①校外活動費は、通常学級または特別支援学級のどちらか片方で参加した場合も両方で参加した場合も定額(同額)支給です。②通学費は、就学援助費では支給がありません。